

令和2年6月8日

株式会社レオパレス21

代表取締役社長 宮尾 文也 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課
課長 長谷川 貴彦

共同住宅における建築基準法に基づき認められている仕様への不
適合への今後の対応について(追加指示)

本日付の貴社からの報告等を踏まえ、平成31年2月7日付け国住指第3735号及び令
和元年5月29日付け国住指第397号の指示内容に加え、下記の通り指示する。

記

- 1 特定行政庁への報告をできるだけ早期に行い、その指導に従って、建築基準法に適合させるための是正対応を確実に遂行すること
- 2 できるだけ早期の改修完了を図るべく、本年8月末に予定されている希望退職の実施に当たっては、改修工事への影響を最小限とするよう配慮するとともに、人員配置や進捗円滑化のための工夫を最大限講じること
- 3 当該8月末までの間についても、改修工事を最大限継続するとともに、当該期間における改修計画を速やかに報告すること
- 4 本年9月以降の新たな人員・体制に基づく改修計画について、本年8月中を目途に報告すること
- 5 体制確保の状況を定期的に報告するとともに、引き続き、改修工事の進捗状況を定期的に報告・公表すること
- 6 改修工事の実施に際して、建物所有者及び入居者の不安を解消するため、丁寧な説明・対応を行うこと